

## 「一般名処方加算」について

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。その為、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また患者様の状態に応じて医師の判断のもと28日以上長期処方も行っております。